

第6章 実現化方策

実現化方策とは、本町の目指すべき都市の姿である「海と緑に囲まれながら、誰もが住みたい、住み続けたいまち」の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化していくための主な方策を示すものです。

6-1. 実現化に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本的な考え方

- 本計画は、町の都市計画の基本方針となる計画です。本計画に位置づけた将来都市像やまちづくりの目標を実現するため、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら都市づくりにおける各種施策や事業の展開を図ります。
- 本計画を推進するため、国・県・近隣市町・関係機関などとの連携強化や地域住民・企業・行政などが協力し合う体制づくりを進め、推進体制の充実を図ります。
- 本計画は、中長期的な視点に立った計画であることから、まちづくりの進捗を適切に管理し、社会情勢の変化や町民意向等を踏まえ、必要に応じて適切に見直しを図るものとします。

(2) 都市計画マスタープランの運用

- 地域地区の指定など土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定・変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定・変更、都市施設の整備など具体的な事業の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。
- 町を象徴する魅力的な景観の保全、良質な住宅・居住環境の確保、有明海や緑豊かな自然環境の保全など各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。

(3) 効率的な都市計画行政の推進

- 本計画に基づくまちづくりを効率的かつ効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められます。関係分野を所管する部署間の情報共有や調整の場を設置し、推進体制を確立します。
- 各種施策や事業の実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより、健全な財政運営に努めます。
- 効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新、維持管理に民間企業のノウハウや資本等を活用するなど積極的な民間活力の導入を促進します。

- 骨格的な道路整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、国や県、近隣市町および関係機関などと必要な事項について協議するなど適切な連携のもとに事業を推進します。

(4) 協働のまちづくりの推進

- まちづくりは、地域のニーズを的確に把握し、地域住民・企業・行政が適切な役割分担を担いながら、参加と協働により進めていくことが重要です。
- 広報ながすや町ホームページ、SNS 等への掲載など様々な手段を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報を積極的に発信し、まちづくりへの理解促進や意識啓発に取り組めます。
- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、住民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催などこれまで行われてきた町民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりの展開を図ります。
- 町民発意のまちづくりを後押しする観点等から、都市計画提案制度の周知・普及に努め、町民等がより主体的かつ積極的にまちづくりに関わる取り組みを推進します。

6-2. 実現化に向けたロードマップ

(1) 計画推進のためのロードマップ

- 全体構想や地域別構想で位置づけたまちづくりの実現に向けて、主要な施策や事業をロードマップとして整理し、その実現に向けた取り組みを推進します。ロードマップは、短期（概ね5年以内）、中期（概ね10年以内）、長期（概ね20年以内）に区分して示します。

分野	方針	取り組みの概要	短期	中期	長期
4-1 土地利用	方針① 長洲駅南側の農地からの土地利用転換	都市基盤整備の推進	調査検討	着手	継続
		用途地域などの地域地区の指定	調査 着手	完了	
	方針② 市街地形成の適正な誘導	中心拠点（JR長洲駅南側から長洲町役場を中心とした地域）：商業・業務・行政・文化などの都市機能の集積	調査検討	着手	継続
		JR長洲駅北側、腹赤小学校区、六栄小学校区：安全に安心して暮らせる良好な住宅地の形成	調査 着手	継続	継続
		有明海沿岸の既成市街地：ゆとりある住宅地の環境維持・向上	調査 着手	継続	継続

調査検討
 着手
 継続
 完了

分野	方針	取り組みの概要	短期	中期	長期
4-1 土地利用	方針③ 優良農地の保全	内陸部に広がる優良な農地： 農地の基盤整備や保全による農業振興と集落地の生活環境の向上に配慮した土地利用の推進	調査検討 着手	継続	継続
		都市機能の増進を図るべき地域： 優良な農地等との調和に十分配慮したうえで計画的な土地利用の推進	調査検討 着手	継続	継続
	方針④ 工業地への集約・誘導	先端技術を有する製造業等の集積や半導体産業などの新たな産業機能の立地促進	調査検討 着手	継続	継続
	方針⑤ 長洲港周辺の魅力ある環境整備	長洲港周辺の環境整備や港湾施設の機能向上	調査検討 着手	継続	継続
	方針⑥ 国道501号沿道の都市的土地利用促進	適正な沿道環境の創出と秩序ある沿道型土地利用の促進に向けた用途地域指定の検討	調査検討 着手	完了	
	方針⑦ 空き家・空き地の有効活用	長洲町空家等対策計画に基づく、空き家の除去・利活用の推進	継続	継続	継続
	4-2 道路・交通体系	方針① 都市計画道路の整備	有明海沿岸道路（荒尾長洲線）の早期整備や更なる延伸に向けた関係機関との連携および要望活動の強化	継続	継続
都市計画道路赤田上沖洲線の早期整備の推進			継続	完了	
都市計画道路長洲岱明線の早期整備の推進			継続	継続	継続
方針② 歩行者が安心して歩ける歩行環境整備		通学路交通安全プログラムに基づくカラー舗装や歩道の設置等による誰もが安心して歩ける環境整備の推進	継続	継続	継続
		カーブミラーや路面標識、区画線等の定期的な点検による対策箇所の見直しおよび交通安全施設の新設・更新	継続	継続	継続
方針③ 長洲駅を中心とした公共交通体系の構築		「長洲町地域公共交通計画」の策定およびJR長洲駅を中心とした公共交通体系の構築	調査検討 着手	継続	継続
方針④ 狭あい道路の改善		狭あい道路の解消に向けた取り組みの推進	継続	継続	継続
方針⑤ 長洲駅、長洲港の乗り換え・待合環境の向上		JR長洲駅のバリアフリー化や地域公共交通結節点としての機能強化	調査検討	着手	継続
		長洲港における海の玄関口としての機能向上およびJR長洲駅との連絡強化	調査検討 着手	継続	継続

⋯⋯⋯ 調査検討
●→ 着手
→ 継続
→◆ 完了

分野	方針	取り組みの概要	短期	中期	長期
4-1-3 公園・緑地	方針① 公園・緑地の適正な維持管理	公園長寿命化計画に基づく、施設の適正な維持管理	継続	継続	継続
	方針② 金魚と鯉の郷広場、総合スポーツセンターの機能充実	金魚と鯉の郷広場：アクセス交通基盤や施設内の機能充実による観光交流拠点の強化	継続	継続	継続
		総合スポーツセンター：運動関連施設等の環境整備と機能充実	継続	継続	継続
4-1-4 その他施設	方針① 公共下水道施設や合併処理浄化槽の適正な維持管理と計画的な更新	効率的な生活排水処理施設の整備	継続	継続	継続
	方針② 上水道の適正な維持管理と計画的な更新	適正な維持管理と計画的な更新	継続	継続	継続
	方針③ 町営住宅の適正な維持管理	町営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の改修	継続	継続	継続
		地域優良賃貸住宅「レインボーみやの」の適正な維持管理	継続	継続	継続
	方針④ 公共施設の集約化、複合化による跡地利用の適正な誘導	公共施設個別施設計画に基づく公共施設の効率的な改修と維持管理	継続	継続	継続
		施設の利用状況や維持管理コストの推移に注視した公共施設の集約化、複合化の検討	調査検討	着手	継続
旧長洲中学校：町の活性化に資する跡地の活用		調査検討	着手	完了	
4-1-5 防災・防犯	方針① 防災組織の充実	地域や各種団体などとの協働・連携による防災訓練の実施や防災士などを活用した地域防災訓練、防災教育の実施	継続	継続	継続
	方針② 防災対策、災害ハザード情報の周知	河川・水路やため池、排水機場の整備・改修による災害リスクの軽減	継続	継続	継続
		内水対策の実施による浸水被害の軽減	調査検討	着手	継続
		防災マップを活用した災害リスクや危険箇所の周知、防災知識の普及啓発	継続	継続	継続
	方針③ 避難所、避難経路の確保	避難所における高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の利用を考慮した施設整備	継続	継続	継続

..... 調査検討 ●→ 着手 → 継続 → 完了

分野	方針	取り組みの概要	短期	中期	長期
4 1 5 防災・防犯	方針③ 避難所、避難経路の確保	塩屋アンダーパスや浸水履歴のある個所の把握、危険ブロック塀の除去等による避難経路の確保	継続	継続	継続
	方針④ 市街地の不燃化、耐震化等の促進	不燃組立住宅等防火建築物の建設促進	継続	継続	継続
		戸建て木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等に係る財政的支援	継続	継続	継続
	方針⑤ 防犯に配慮した施設の整備や維持管理の推進	防犯灯、防犯カメラの設置促進および既設機器の維持管理	継続	継続	継続
		青色回転灯パトロールカーを活用した地域ボランティア団体などによる防犯パトロールの実施	継続	継続	継続
4 1 6 都市環境・景観	方針① 都市づくりにおける環境負荷の低減	都市機能の集約による環境負荷の少ない効率的な都市構造の構築	調査検討	着手	継続
		公共施設の敷地や建物、街路、工業地や住宅地などの緑化による環境負荷の低減	継続	継続	継続
		ごみの資源化や再利用の推進および環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用	継続	継続	継続
	方針② 町の象徴となる景観の保全	海辺環境と工場集積を活かした魅力的な産業景観の創出と保全	継続	継続	継続
		有明海に広がる干潟や河川流域に広がる田園空間など豊かな自然環境の保全	継続	継続	継続

⋯⋯⋯ 調査検討
 ●→ 着手
 → 継続

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

- 本計画は、おおむね 20 年後を目標としてまちづくりの方針を示し、今後は本計画に基づいて長期的にまちづくりを推進していくことになるため、計画の継続的な進行管理が必要となります。
- 都市計画基礎調査や各種統計調査、町民アンケート調査等により、各種施策や事業の達成状況の確認・評価を行います。
- 確認・評価に併せて、都市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種事業の妥当性を判断し、総合振興計画等との整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。また、見直しにあたっては、都市全体の居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなる立地適正化計画の策定に向けた取り組みを進めます。
- 計画の見直しにあたっては、広く町民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける協議の場を設置します。